

# 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年 4月30日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所 管理部長 渡邊修一

## 1. 件名

北側係留式ブイ用係留索

## 2. 契約方式

一般競争入札

## 3. 入札参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 該当年度の全省庁統一資格において、資格を有すると認められている者であること。  
資格を有しない者にあつては、入札の日時までに資格審査結果通知書（写）を提出することを条件とし、入札説明書で定める必要書類の提出期限までに申請中であることを証明した者であること。
- (3) 警察当局から、当財団に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

## 4. 仕様

別添「仕様書」のとおり。

## 5. 入札申込書等について

- (1) 入札に参加しようとする者の義務  
入札に参加しようとする者は、入札申込書（別紙様式）を提出しなければならない。
- (2) 入札申込書の提出期限  
令和7年5月22日（木）17:00
- (3) 提出場所及び問合せ先  
〒035-0064 青森県むつ市港町4番24号  
公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所 管理部 黒田 幸子  
電話0175-22-9111 FAX0175-22-9112
- (4) 提出方法  
郵便（一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法による）

## 6. 入札及び開札

- (1) 入札方法 郵便による入札とする。
- (2) 日時 令和7年5月30日（金）10:00～
- (3) 場所 公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所会議室
- (4) 入札保証金 免除する。

## 7. その他

- (1) 詳細は、「入札説明書」による。
- (2) 契約締結情報（名称、締結日、相手方、金額等）を当財団ホームページに掲載する場合がある。

# 入札申込書

令和7年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団  
むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

私は、本入札参加要領の参加資格要件等をすべて満たしており、「北側係留式ブイ用係留索」に係る入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。

## 記

1. 入札件名  
北側係留式ブイ用係留索
2. 申込人  
住 所 \_\_\_\_\_
3. 名称及び  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(登録済みの印)
4. 担当者及び連絡先
  - (1) 担当者
  - (2) TEL
  - (3) FAX

北側係留式ブイ用係留索 仕様書

公益財団法人日本海洋科学振興財団

## I. 一般仕様

### 1. 件名

北側係留式ブイ用係留索

### 2. 概要

本件は、公益財団法人日本海洋科学振興財団（以下「財団」という）が管理する北側係留式ブイ（以下「ブイ」という）の係留索が設計上の耐用年数を迎えるため、交換用の係留索を製作するものである。本係留索は、海上のブイと海底のシンカー（コンクリート製方塊）とを連結するために海中にて使用する。

本仕様書は、その係留索の仕様について定めたものである。

### 3. 契約範囲

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 係留索の製作 | 1 式 |
| (2) 書類の作成  | 1 式 |

### 4. 納期

係留索：令和7年9月上旬から10月下旬

※詳細な日時については、受注後、財団と協議の上、決定する。

提出書類：令和7年10月24日（金）

### 5. 納入場所

係留索：青森県六ヶ所村むつ小川原港の港湾施設用地又はその周辺地域の財団が指定する場所

提出書類：〒035-0064 青森県むつ市港町 4-24

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所

### 6. 検収条件

本仕様書のⅢ. 試験・検査に定める試験及び検査等に合格し、I. 一般仕様 7. 提出書類に定める書類が提出され、その内容が適切であることの確認をもって検収とする。

## 7. 提出書類

下記に定める書類を期限までに提出すること。

書類名	提出期限	部数	承認
納入仕様書	契約後、速やかに	1	不要
製作工程表	契約後、速やかに	1	不要
製作図	契約後、1ヶ月以内	2	要
立会試験・検査実施要領書	立会試験・検査実施日の1週間前までに	2	要
自主試験・検査成績書	立会試験・検査実施日までに	1	不要
立会試験・検査成績書	納期までに	1	不要

注1 承認を必要とする書類は承認後、1部を受注者に返却する。

## 8. 適用法規・規格基準

本業務にあたっては、以下の法令、規格、基準等を適用または準用して行うこと。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 日本産業規格 (JIS)
- (3) その他の関係法令

## 9. 品質管理

係留索の製作にあたっては、全ての工程において十分な品質管理を行うこと。

## 10. 安全管理

- (1) 作業計画に際しては、綿密かつ無理のない工程や安全対策等の準備を行い、安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。
- (2) 作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において自主的に行うこと。
- (3) 作業中は、常に整理整頓を心がける等、安全に留意すること。

## 11. 機密保持

本業務で知り得た事項を、財団の許可なく第三者に開示しないこと。

## 12. 疑義

本仕様書についての疑義及び本仕様書に記載の無い事項については、財団と協議し、その決定に従うものとする。

## II. 技術仕様

### 1. 係留索仕様

受注者は、下記の仕様に基づき、係留索 3 本及び接続具等（シャックルほか）の製造・組上げを行うこと。

- (1) 係留索は、呼径 38mm のアンカーチェーン（25 m）、呼径 40mm のアンカーチェーン（85 m）及びシャックル類を組み合わせて 1 本とする。詳細な部品構成については、別紙 図-1 を参照すること。また、数量等については、表-1 を参照すること。
- (2) アンカーチェーンは、フラッシュバット溶接アンカーチェーン（JIS F3303 第 2 種）とすること。
- (3) アンカーチェーン及びシャックル類の材質は、JIS 規格第 2 種とし、ビスマチックソリューション塗料を塗布すること。
- (4) エンドリンクは、同呼径のアンカーシャックル本体が取り付く寸法に加工すること。
- (5) シャックル（アンカーシャックル、ジョイニングシャックルとも）に使用するシャックルピンは、L 型ピンとする。

### 2. その他

- (1) 納品の際には、別紙 表-1 に示した部品を連結し、3 連となった状態で納品すること。ただし、「係留索とブイ」並びに「係留索とシンカー」のシャックル接続部分（6 ヶ所）は、現場での接続作業となるため、上記接続部にあたるシャックルには L 型ピンを入れず、別途、L 型ピンを必要数納品すること（別紙 表-1 参照）。
- (2) 製造拠点は、日本国内で日本産業規格（JIS）表示許可及び日本海事協会（NK）の承認を受けている工場であること。
- (3) 係留索の納入場所への運搬及び積卸しに要する費用は、全て受注者の負担とする。
- (4) 運搬及び保管に際しては、錆の発生等に留意し、十分養生すること。

### Ⅲ. 試験・検査

本仕様書のⅡ.技術仕様に定める仕様及び規格を満たしていることを確認するため、自主試験・検査及び立会試験・検査を実施すること。

#### 1. 自主試験・検査

受注者は、以下の項目について自主的な試験・検査を実施すること。なお、自主試験・検査の結果については、立会試験・検査時に提示できるように成績書を作成すること。

- (1) 材料検査（材料証明書）
- (2) 寸法検査（スケール等を用いた計測等）
- (3) 員数検査
- (4) 製造工程内検査
- (5) その他必要な事項

#### 2. 立会試験・検査

受注者は、係留索製作後、財団職員立会の下、「製作工場」または「遠隔臨場※」にて、以下の内容で立会試験・検査を実施すること。

※web 会議用ツール等を使用してのリモートによる検査

##### (1) 検査時期

令和7年8月下旬～10月上旬を予定

##### (2) 検査項目

- ① 外観検査：目視検査により、外観に汚損、破損などの異常、変形が無いことを確認する。
- ② 員数検査：目視検査により、仕様書及び図面等に定める員数があるかを確認する（リンク数、部品数等）。
- ③ 寸法検査：スケール等により各部計測し（チェーン長、部品寸法等）、立会試験・検査実施要領書に記載された許容差内であることを確認する。
- ④ 耐力試験：破断試験及び引張試験等を実施し、JIS規格に則ったものであるかを確認する。
- ⑤ 書類検査：自主試験・検査成績書及び材料証明書を確認し、各検査記録及び使用材料が適正であることを確認する。
- ⑥ その他財団が必要に応じて指示する検査

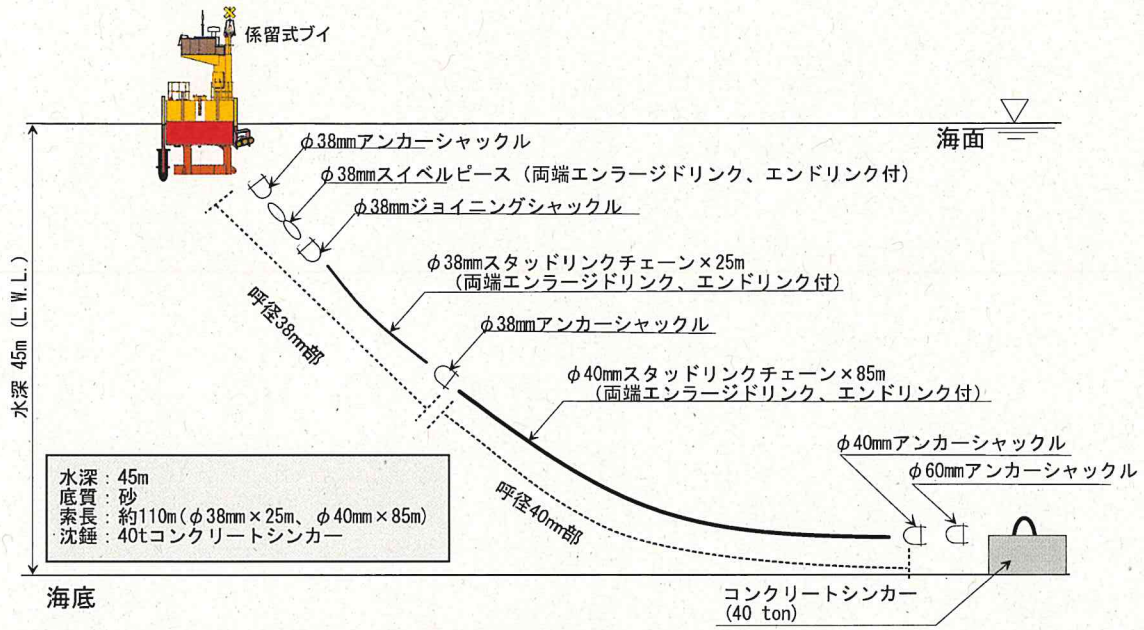


図-1 係留索構成図

表-1 部品名及び数量

区 分	部 品 名	数 量
呼径 38mm 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタッドリンクチェーン φ38mm×25m</li> <li>スィベルピース</li> <li>ジョイニングシャックル</li> <li>アンカーシャックル</li> </ul>	3 本 3 組 3 組 6 組
呼径 40mm 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタッドリンクチェーン φ40mm×85m</li> <li>アンカーシャックル</li> </ul>	3 本 3 組
呼径 60mm 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンカーシャックル</li> </ul>	3 組
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>L型ステンレスピン (ブイ接続用 3本、シンカー接続用 3本)</li> </ul>	6 本



# 入札説明書

北側係留式ブイ用係留索

公益財団法人日本海洋科学振興財団

1. 契約担当部長の氏名及びその所属する担当部の所在地

(1) 契約担当部長

公益財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所 管理部長 渡邊修一

(2) 所在地

〒035-0064 青森県むつ市港町4番24号

2. 契約内容等

(1) 契約件名

北側係留式ブイ用係留索

(2) 契約内容（規格、仕様、数量、納期、納入場所等）

入札公告添付の「仕様書」のとおり。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 該当年度の全省庁統一資格において、資格を有すると認められている者であること。

資格を有しない者にあつては、入札の日時までに資格審査結果通知書（写）を提出することを条件とし、入札説明書で定める必要書類の提出期限までに申請中であることを証明した者であること。

(3) 警察当局から、当財団に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

4. 入札仕様書の提出及び審査等

(1) 入札仕様書の提出

入札に参加しようとする者は、入札仕様書を次により提出する。

ア 入札仕様書

別紙1の記載例に基づき作成する。

イ 提出期限

第17項提出物等一覧のとおり。

ウ 提出場所

第16項問合せ先と同じ。

エ 提出方法

郵送（一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法による）

(2) 入札仕様書に対する審査等

ア 提出した入札仕様書について、説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 審査不合格の場合は、令和7年5月23日（金）17:00までに通知する。

5. 入札説明会

なし。

## 6. 質問書の提出等

### (1) 質問書の提出

公告（添付の仕様書を含む。）及びこの入札説明書に関し、質疑等がある場合には、別紙2の質問書を次により提出するものとする。なお、軽微な疑義であっても必ず質問書に記載すること。また、質疑等がない場合でもその旨を記載し提出すること。

### (2) 提出期限等

#### ア 提出期限

令和7年5月16日（金）17:00まで

#### イ 提出場所

第16項の問合せ先に同じ。

#### ウ 提出方法

電送等によるものとする。

### (3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、随時行う。

## 7. 入札・開札の日時及び場所

### (1) 日 時

令和7年5月30日（金）10:00～

### (2) 場 所

青森県むつ市港町4番24号

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所会議室

## 8. 入札方法

### (1) 総価で行う。

(2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く。）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9. 入札・開札の実施方法

### (1) 共通事項

ア 入札参加者は、入札説明書及び仕様書、図面等を熟読のうえ入札しなければならない。

イ 前項の事項その他に関し、疑問点がある時は、事前に説明を求め十分承知しておかなければならない。

ウ 入札参加者は、その入札に関し、談合若しくは何ら協議をしてはならない。

エ 次の各号の一に該当すると認められる者は、入札に参加させないことがある。

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事、製造等を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げる目的をもって連合した者

(ウ) 競争入札に参加することを妨害し、又は契約手続き若しくは契約を履行することを妨害した者

(エ) 監督又は検査に際し、当財団職員の職務執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約手続き又は契約を履行しなかった者

オ 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

カ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。

キ 入札参加者は、提出した入札書を書換え変更又は取消すことはできない。

ク 入札説明書及び仕様書、図面等は返却不要とする。

ケ 入札参加者は、全省庁統一競争参加資格資格審査結果通知書の写しを提出すること。

コ 入札額については、開札時に社名を含め、全て公表することとする。

## (2) 入札書・内訳書の提出

ア 入札参加者は、別紙3の様式による入札書により入札すること。ただし、第1回の入札に限りその明細となる内訳書を添付する。

イ 内訳書の内容は、別紙4のとおり項目、数量、金額等を入れたもの、又は、当該書式に準じたものとする。

ウ 入札書・内訳書は二重封筒に入れ密封し、かつ、入札書等を入れた内封筒に法人名等（代理人氏名を含む）及び「令和7年5月30日開封（件名）の入札書在中」と朱書きし、郵送（一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法）により、令和7年5月29日までに必着とする。

## (3) 入札書の要件

ア 入札金額、契約件名、入札者の住所・会社名・氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載並びに入札者の押印がされていること（代理人が入札する場合は、代理人氏名の併記並びに押印がされていること）

ただし、入札者及び代理人が外国人の場合には、押印に代えて、自筆の署名とすることができ

る。

イ 入札金額の記載が明確であること。

ウ 入札金額を訂正していないこと。

エ 誤字、脱字、脱漏等により意思表示が不明確でないこと。

## (4) 再度の入札

開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、再度の入札を行う。郵送による入札の場合は、電送（FAX）により再度の入札を行う。電送による再度の入札は、当財団からの連絡後30分以内に電送すること。

（FAXのあて先番号：0175-22-9112 本紙は速やかに郵送すること。）

再度の入札書については、予め社印と代表者印の押印をし、準備をしておくものとする（金額は当日、当財団から連絡があった後に記載する）。

再度の入札において、落札となるべき入札者がいないときは、最低入札価格提示者と随意契約に切り替え交渉を行う。

なお、最低入札価格提示者との交渉が不調になったときは、順次低入札価格提示者と交渉を行う。

#### (5) 同価の入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札に関係のない当財団の職員に「抽せん」させ、落札者を決定する。

#### (6) 入札に関する事項

代理人が入札する場合には、別紙5の様式による委任状を提出すること。

ただし、代表者から支店長等を経由し委任された入札者は、全ての委任に関する委任状を提出すること。

### 10. 入札の無効

次の各号に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (2) 入札書の要件を満たしていない入札書
- (3) 談合若しくは互いに何ら協議した入札書
- (4) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理人をした者が提出した入札書
- (6) 入札公告で定めた入札申込書を提出していない入札書
- (7) 入札公告及び入札説明書で定めた「資格のない者」が提出した入札書（入札書の提出期限までに必要な資格を有すると認められた者を除く。）
- (8) 所定の日時までには到着しなかった入札書（郵送を認められた場合）
- (9) 電送（FAX）による再度の入札において、当財団から連絡後30分を超えた入札書  
ただし、FAXの不調等やむを得ない場合であって、当財団に連絡のあった場合を除く。

### 11. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

### 12. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 13. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

### 14. 契 約

- (1) 契約書は、当財団が作成する。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額の、100分の110に相当する金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該金額を切捨てた後に得られる

金額をもって、契約金額とする。

(3) 支払条件契約書による。

#### 15. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本契約の相手方が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 当財団に書面により速やかに報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生ずるおそれがある場合は、当財団と協議を行うこと。

(2) 当財団は、本契約の相手方が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、指名停止等の措置を講ずるものとする。

#### 16. 問合せ先

(1) 入札手続きに関する事項

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所 管理部

電話：0175-22-9111 FAX：0175-22-9112

担当者 黒田幸子

(2) 仕様書に関する事項

電話・FAX 前号に同じ。

担当者 海洋研究部 久慈智幸

17. 提出物等一覧

No	提出物	提出期限等	記事
1	質問書	令和7年5月16日(金) 17:00まで	様式:別紙2のとおり。
2	全省庁統一資格資格審査結果通知書又は、申請中の証明書類	令和7年5月22日(木) 17:00まで	写しを提出する。
3	入札仕様書		様式:別紙1のとおり。
4	使用印鑑届		様式:別紙6のとおり。 (過去3年以内に提出した者を除く)
5	参考見積書		内訳を含む。 機器名、型式を記載する。
6	入札書		様式:別紙3のとおり。
7	内訳書	郵送(一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法) 令和7年5月29日(木)まで必着	様式:別紙4のとおり。
8	委任状		様式:別紙5のとおり。
9	入札書(再度の入札書)	当財団からの連絡後30分以内にFAXをする。なお、本紙は速やかに郵送する。	FAX番号: 0175-22-9112

令和 年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団 殿

住 所 ○○○○○○○○  
 会社名 ○○○○○○○○  
 代表者名 ○○○○ 印

入 札 仕 様 書

件名:北側係留式ブイ用係留索

※ 変更点がない場合の記載例

入札仕様につきましては、入札説明書添付の仕様書のとおりといたします。

※ 変更点がある場合の記載例(1)

入札仕様につきましては、下記のとおり変更及び追加いたします。  
 その他については、仕様書のとおりといたします。

記

頁	項	仕様書内容	変更内容又は追加内容	備 考
5	7	支給品	○○○○○○○○○	○○○○○○○

※ 変更点がある場合の記載例(2)

入札仕様につきましては、別紙のとおり変更及び追加いたします。



## 「北側係留式ブイ用係留索」に係る質問書

令和 年 月 日

会社名			
連絡先	担当者名	TEL	FAX
質 問			
回 答			

入 札 書

1 件名 北側係留式ブイ用係留索

2 総額 金 \_\_\_\_\_ 円也

(消費税は、含まず)

上記金額により、入札説明書及び仕様書を承諾のうえ入札いたします。

令和7年5月30日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

住 所

名 称

代表者氏名

(代理人)

印

印

(委任状と同一印)



委 任 状

私は 印 を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 「北側係留式ブイ用係留索」の入札に関する一切の件

令和7年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

住 所

名 称

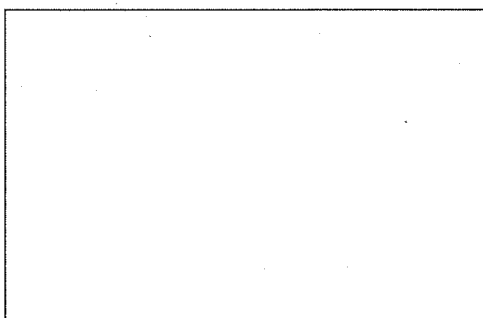
代表者氏名

印

令和7年 月 日

使用印鑑届

社印 (社名が書かれた印・通常角印)  
(なければ押印不要)



使用印 (契約名義人が使用する印)  
(必ず押印)

